

令和4年4月1日
校長決定

令和4年度東京都立農産高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない「心と体が健康な学校」づくり。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動の促進。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、保護者・地域・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織として設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報の収集と記録
- いじめの情報の迅速な共有、指導や支援の体制・対応方針の決定

ウ 会議

原則、年3回（学校運営連絡協議会実施日）。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

- (校内委員) 校長・副校長・経営企画室長・教務主任・生活指導主任
(外部委員) 管轄警察署生活安全課・地域消防署出張所長・管轄ハローワーク職員・保護者代表(PTA会長)・近隣中学副校長・地元自治会役員・消防団員

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- 問題行動防止のための年間計画の作成・実行・検証・修正
- 問題行動の相談・通報の窓口
- 問題行動に関する情報の収集と記録
- 問題行動に関する情報の迅速な共有、指導や支援の体制・対応方針の決定

ウ 会議

原則、年3回（学校運営連絡協議会実施日）。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

- （校内委員）校長・副校長・経営企画室長・教務主任・生活指導主任
- （外部委員）管轄警察署生活安全課・地域消防署出張所長・管轄ハローワーク職員・保護者代表（PTA会長）・近隣中学副校長・地元自治会役員・消防団員

4 段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

- ア 集会や、朝礼等を通して、「いじめは絶対許されない」という意識付けを図る。
- イ 言語活動、読書活動等により、言葉の暴力撲滅を図る。
- ウ セーフティ教室を通し、携帯マナーの向上と「ネット上のいじめ」の防止を図る。
- エ 年間3回のいじめに関する授業の実施
「自分・他人の理解」「コミュニケーション能力」「自分の気持ちのコントロール」
- オ 生徒会・委員会による「いじめ防止」キャンペーンの実施。
- カ 校内研修による教職員の「人権感覚」の資質の向上。

（2）早期発見のための取組

- ア ふれあい月間を利用した年3回のアンケート調査の実施。
- イ スクールカウンセラーによる面談（1学期）、及び、養護教諭・スクールカウンセラーとの日常的な相談・面談の実施。
- ウ 学級担任による定期的な個人面談の実施。（毎学期当初実施）
- エ 登校時や授業時の様子など、教員間の情報の共有を図る。

（3）早期対応のための取組

- ア いじめ発見時の情報の迅速な共有。
- イ 被害生徒からの迅速な聴き取りと、保護者との協力による生徒の安全確保。
- ウ 加害生徒への丁寧な聴き取りと、いじめ内容に対する的確な指導の実施、保護者への連絡・指導・助言。
- エ 関係機関・専門機関との相談・連携。

（4）重大事態への対処

ア 被害生徒・加害生徒を集団(クラス)より分離し、安全を確保した上での、複数教員による指導。

イ スクールカウンセラーによる面談。

ウ 関係機関・専門機関との相談・連携。

エ 保護者への連絡・指導・助言。

5 教職員研修計画

(1) 年3回の研修実施。

「いじめの見方・考え方」「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」

(2) スクールカウンセラーを交えた、生徒のケース会の実施。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校だより(学校HP)、保護者会における「いじめ防止」「早期発見」の取組への連絡・指導。

(2) いじめ発生時の、迅速な連絡・指導・助言。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) いじめ防止対策委員会における、情報交換。

(2) いじめ発生時の迅速かつ的確な相談。

(3) 教職員研修会への講師派遣依頼。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートによる「いじめ対策の取組」への評価、および意見集約。

(2) 評価に基づく、いじめ対策委員会での「基本方針」の見直し。

(3) 見直しを踏まえた次年度計画の策定。